

山城総合文化センター施設使用料

室名	利用区分 利用時間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
ホール	平日	6,000円	8,000円	8,000円
	日曜日、土曜日 及び休日	12,000円	16,000円	16,000円
	冷暖房費	1時間あたり1,000円		
控室1		150円	200円	200円
控室2		150円	200円	200円
練習室		1時間あたり500円		
スクエアー		1時間あたり1,000円		
視聴覚室		1時間あたり400円		
研修室		1時間あたり400円		
創作室		1時間あたり300円		
和室		1時間あたり600円		
冷暖房費	スクエアー	1時間あたり1,000円		
	スクエアー・ホール 以外の施設	1時間あたり200円		
イベント広場		6,000円	8,000円	8,000円

備考

1. この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
2. 利用時間区分が2以上にわたって引き続き利用する場合の施設使用料は、各利用時間区分の施設使用料の合計額に10分の9を乗じて得た額とする。
3. 準備のためにホールを利用する場合の施設使用料は、この表に定める額の使用料に10分の3を乗じて得た額とする。
4. 練習のためにホールを利用する場合の施設使用料は、この表に定める額の使用料に次の割合を乗じて得た額とする。この場合において、利用日数は2日を超えない範囲で、利用区分ごとに1回とし、3回を限度とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは変更することができる。
 - (1) 当ホールを利用して公演等をする場合 10分の3
 - (2) 前号以外で公演等をする場合 10分の5
5. 利用時間を超過して利用する場合の施設使用料は、許可を受けた利用時間区分の次の利用時間区分（午後10時以降にわたる超過利用時間については、夜間の区分）の施設使用料に10分の5を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間の超過は1時間を限度とし、超過利用時間の計算は30分以下を切り捨て、30分を超え1時間未満は1時間とする。
6. スクエアの施設使用料については、スクエアを専用して利用する場合に適用する。
7. 文化センターの屋内施設を利用するため、イベント広場を駐車場として利用する場合は、イベント広場の施設使用料は徴収しない。
8. 施設使用料の額の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
9. 営利を目的とする事業及び入場料又は受講料等を徴収する事業を実施するときは、使用料に10割を加算した金額を徴収する。
10. 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
11. 利用時間を超過して利用する場合の冷暖房設備使用料は、許可を受けた利用時間区分の次の利用時間区分（午後10時以降にわたる超過利用時間については、夜間の区分）の使用料に10分の5を乗じて得た額とする。この場合において、超過利用時間の計算は30分以下を切り捨て、30分を超え1時間未満は1時間とし、1時間を超えての利用時間の超過は認めない。

設備・備品使用料

区分	品名	単位	使用料	備考
舞台関係設備	音響反射板	1式	5,000円	技師設置
	金屏風	1式	1,500円	技師設置 (技師2~3人必要)
	地がすり	1式	1,000円	技師設置
	シャワー(控室)	1式	300円	
	ドライアイスマシン (ドライアイスは除く。)	1台	1,000円	技師設置、操作
	ミラーボール	1台	500円	技師設置、操作
音響関係設備	基本セットA	1式	1,000円	簡易音響設備 (マイク3本、テープ、CD、スピーカー)
	基本セットB	1式	3,000円	技師操作
	モニタースピーカー	1台	500円	
	CDプレーヤー	1台	500円	技師操作
	カセットデッキ(テープ別)	1台	500円	技師操作
	MDデッキ(MD別)	1台	500円	技師操作
	カラオケシステム	1式	2,000円	
照明関係設備	基本セットA	1式	5,000円	技師0~1人
	基本セットB	1式	8,000円	技師2~3人 (ホリ有り)
	基本セットC	1式	10,000円	技師3~4人 (ホリ、床有り)
	センターピンスポット	1台	2,000円	技師操作

区分		品名	単位	使用料	備考	
映像 設備 関係	ホール	VTR	1台	1,000円	技師操作	
		DVDデッキ	1台	1,000円	技師操作	
		機器持込	1 kW	200円	2 kW以下は無料	
視聴覚室		機器持込	1 kW	200円	2 kW以下は無料	
楽器		フルコンサートピアノ	1台	10,000円	ホール固定	
関係設備		アップライトピアノ	1台	1,000円	練習室固定	

備考

1. 附属設備使用料は、施設利用許可時間を単位とする。
2. ピアノの使用料には調律料を含まない。調律を必要とする場合は、文化センターが指定する調律者により行うことを原則とし、その際の必要経費は利用者の負担とする。
3. 舞台、音響、照明等の技術者の増員については、センター指定の業務委託業者を充てることを原則とする。その場合における必要経費は、利用者の負担とする。
4. 準備又は練習のために利用する場合の附属設備使用料は、1 施設使用料の表の備考4の規定の例により算定する。
5. 附属設備使用料の額の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
6. この表に定めるもののほか、利用者が特別の設備を付加し、又は器具等を持ち込んだことにより、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。